



本市第2次 総合計画

後期基本計画

概要版

令和3年3月
本市

計画策定の趣旨

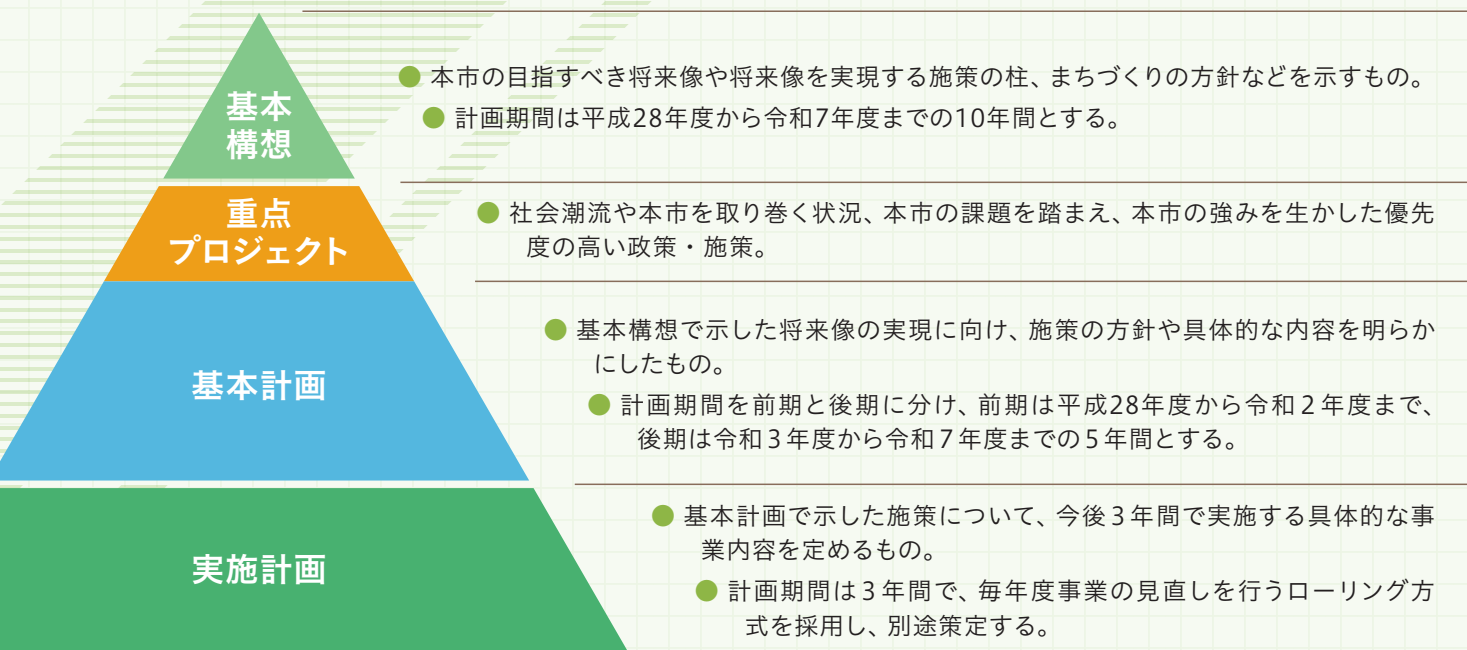
本巢市(以下「本市」という。)では、平成28年に「本巢市第2次総合計画」を策定し、「自然と都市の調和の中で人がつながる 活力あるまち・本巢」という将来像の実現に向けて、各分野において施策・事業を推進してきました。

このたび、「本巢市第2次総合計画」の中間年度である令和2年度を迎え、過去5年間の取組と成果を評価・検証するとともに、社会潮流や本市を取り巻く状況、本市の課題を踏まえ、今後5年間の本市の目指すべき方向性を示した「本巢市第2次総合計画後期基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画の構成と役割

「本巢市第2次総合計画」は、本市の最上位計画であり、平成28年度から10年間のまちづくりの方向性を示すものです。

「本巢市第2次総合計画」は、基本構想、基本計画、別途策定される実施計画から構成されます。



目指す将来像

自然と都市の調和の中で
人がつながる 活力あるまち・本巢

本市の市域は、南部地域の住宅地や果樹を中心とした田園地帯、そして北部には清流根尾川の源流域である豊富な森林地帯が広がっています。多彩な自然環境で育まれた豊かな文化も伝えられ、能郷の能・狂言や真桑人形浄瑠璃は国指定重要無形民俗文化財になっています。また、東海環状自動車道の整備が進み、(仮称)糸貫インターチェンジが開通予定であり、工業団地への企業進出も進んでいます。

このように、都市部と山間部との市域において、自立した市民がともに支え合い、次世代へ住みよいまちを受け渡していく活力あるまちを目指します。

施策体系

基本構想

将来像

自然と都市の調和の中で
人がつながる 活力あるまち・本巢



重点プロジェクト

元気なまちづくり

1. 住みやすく、利便性の高い快適な都市基盤の充実
2. 地域資源を生かした、積極的な産業の振興

笑顔あふれるまちづくり

3. 生まれて育ち、学び、活躍できる環境の充実
4. 心を通わせながら支え合う安全・安心の取組

基本計画

第1章

自然と共生する
安全なまち

第2章

住みやすく安心して
暮らせるまち

第3章

人によさしく
生きがいのあるまち

第4章

地域の子どもを
みんなで育てるまち

第5章

資源を生かして
活力を創造するまち

第6章

学び合い、育ち合い、
文化を伝えるまち

第7章

市民と行政がともに
つくる
自律したまち

重点プロジェクト

本市では、本計画期間中の令和6年度に整備される東海環状自動車道が、未来のまちづくりに大きな影響を与えると見込まれることや、今後さらに人口減少や少子高齢化が進むことが懸念されることなどから、重点プロジェクトを設定し、その方向性を示すとともに具現化に向けた関連施策を推進していきます。

東海環状自動車道の整備を契機として、道路網や新庁舎の整備など、本市の都市核を形成する都市基盤の整備を進めます。そして、企業誘致や経営基盤の支援を行うなど、積極的な産業の振興により雇用を確保するとともに、防災、交通安全、教育環境や福祉の取組の充実によって、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することにより、元気で笑顔があふれるまちの実現を目指します。

重点プロジェクトの「関連施策」に位置づけている取組は、本概要版「基本計画」の各施策において重点マーク **重1** を付記しています。

元気な
まちづくり

重点プロジェクト1

住みやすく、利便性の高い 快適な都市基盤の充実

方針

東海環状自動車道を基軸とした幹線道路網や都市公園の整備、公共交通機関のネットワーク化などの利便性を高め、住みやすく快適なまちづくりを推進します。

関連施策

- ◆ (仮称)本巢パーキングエリア周辺公園などの都市公園の整備
- ◆ 根尾川左岸へのサイクリングロードの整備
- ◆ 東海環状自動車道へのアクセス道路の整備促進
- ◆ 地域活力の向上に資する幹線道路網の形成
- ◆ 生活道路としての市道の整備・改良
- ◆ 有効かつ機能的で市民満足度を高める公共交通体系の構築
- ◆ 誰もが使いやすく親しみが持て、防災拠点ともなる新庁舎の整備

重点プロジェクト2

地域資源を生かした、 積極的な産業の振興

方針

東海環状自動車道の整備と都市基盤の充実を契機として、豊かな地域資源を生かし、魅力ある農産物の生産、商工業の活性化や企業誘致、観光振興などの積極的な産業の振興を推進します。

関連施策

- ◆ 遊休農地の把握と農地中間管理機構との連携による貸付け
- ◆ 農業関係団体などとの連携による新規就農者の確保と育成
- ◆ 森林経営管理法に基づく森林整備の推進
- ◆ ワンストップでのサポートによる優良企業の誘致
- ◆ 起業や事業改善に向けた取組と商工会への支援
- ◆ インターチェンジの開通を見据えた観光アイテムの構築
- ◆ 東海環状自動車道を活用した流通業などの企業誘致
- ◆ 地元企業が行う新たな取組の支援

将来像

自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢

重点プロジェクト3

生まれて育ち、学び、 活躍できる環境の充実

方針

安全と安心が守られた環境の中、学校教育や市民と行政との協働体制の充実により、育ち、学び、誰もが活躍できるまちを目指します。

関連施策

- ◆ 幼児園施設の充実
- ◆ きめ細やかな保育サービスの充実
- ◆ 小・中学校におけるICT機器の効果的な活用
- ◆ 幼児・児童の運動の習慣化や体力向上に向けた運動遊びの指導
- ◆ 独自性・創造性のある園・学校の経営
- ◆ 社会の変化に対応して、園や学校の施設、備品などの整備と充実
- ◆ 論理的に考える力を高める「数学のまちづくり」の推進
- ◆ 国史跡「船来山古墳群」の保護、保全
- ◆ 市民活動推進拠点を活用した協働による市民活動の推進

重点プロジェクト4

心を通わせながら支え合う 安全・安心の取組

方針

都市基盤の整備、産業の振興により賑わう本市の安全と安心を守るため、防災・交通安全対策、地域での支え合いなどにより、誰もが健やかに暮らせる取組を推進します。

関連施策

- ◆ 防災備蓄倉庫などへの備蓄品の充実と感染症の対策強化
- ◆ 迅速で多重的な初動体制の充実による総合防災体制の確立
- ◆ 局地的な大雨対策としての河川や排水路などの整備
- ◆ 交通安全設備の整備による通学路などの安全確保
- ◆ 空き家などの発生抑制や利活用、適切な維持管理の促進
- ◆ 見守り活動の促進による地域でやさしく見守る体制づくり
- ◆ 自主的な健康づくりに取り組める仕組みづくり
- ◆ 自立した生活に向けた介護予防と移動支援
- ◆ 障がい者の外出機会の支援と自立した暮らしに向けた体制の確立
- ◆ ライフステージに応じた健康診査の受診機会の提供
- ◆ 運動に親しむ「ウォーキング・ランニングのまちづくり」の推進

笑顔あふれる
まちづくり

基本計画

第1章 | 自然と共生する安全なまち [自然環境・防災]

第1節 環境と共生するまち



- | | |
|----------|---|
| 1 自然環境保全 | (1) 森林や河川など自然環境の保全に取り組みます |
| | (2) 貴重な動植物を保護し、生態系を守ります |
| | (3) 公害や不法投棄などを防止し、環境を保全します |
| 2 循環型社会 | (1) 3Rを推進し、ごみの減量化に努めます (2) ごみ処理体制を充実します |
| | (3) 省エネルギーの推進や新エネルギーの導入促進により、環境負荷を軽減します |

第2節 自然災害に強いまち



- | | |
|------------|--|
| 1 防災 | (1) 自主防災活動を強化し、自助・共助の力を高めます |
| | (2) 総合防災体制を確立し、公助の力を高めます 重4 |
| | (3) 建築物の耐震化などを進め、震災被害の軽減を図ります |
| 2 治山・治水・砂防 | (1) 治山対策を促進します (2) 治水対策を推進します 重4 (3) 砂防対策を促進します |
| 3 森林保護 | (1) 自然との共生を保ち、森林資源の保全に努めます |

第3節 機能的な暮らしやすいまち



- | | |
|--------|--|
| 1 土地利用 | (1) 有効な土地利用を推進します 重1 (2) 地籍調査を推進します |
|--------|--|

第2章 | 住みやすく安心して暮らせるまち [生活環境・安全]

第1節 快適な生活基盤を備えたまち



- | | |
|---------|--|
| 1 道路 | (1) 東海環状自動車道とアクセス道路の整備を促進します 重1 |
| | (2) 幹線道路の整備を推進し、近隣市町とのネットワーク化を図ります 重1 |
| | (3) 生活道路の整備を進め、安全な利用のための機能を充実します 重1 |
| | (4) 安心して利用できる道路や橋梁の管理に努めます |
| 2 公共交通 | (1) バス交通の利便性の向上を図ります (2) 樽見鉄道の運営を支援します |
| | (3) 公共交通のネットワーク化を図り、市民の移動をサポートします 重1 |
| 3 公園・緑地 | (1) 誰もが安心して利用できる公園づくりを推進します |
| 4 上下水道 | (2) 公園・緑地の適正な維持管理を推進します |
| | (1) 上水道の料金改定を行い、適正な維持管理と整備を推進します |
| | (2) 下水道及び合併処理浄化槽の普及を促進します |
| 5 住環境 | (3) 農業集落排水事業の公営企業会計への移行を図ります |
| | (1) 住環境の魅力を高め、定住化を促進します (2) 景観を整え、美しい住環境づくりを進めます |
| | (3) 市営住宅の適切な維持管理により、住民の暮らしを支えます |
| 6 情報化推進 | (1) 必要な時に、必要な情報を得ることができる基盤を整えます |

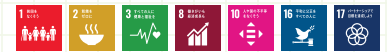
第2節 市民の心が通い合う安心なまち



- | | |
|------------|---|
| 1 地域コミュニティ | (1) 市民が主体となった互いに支え合うコミュニティづくりを進めます |
| 2 消防 | (1) 地域の消防力の充実強化と消防団の活性化に努めます |
| 3 交通安全 | (1) 交通事故防止のための安全確保に努めます 重4 |
| | (2) 交通安全のための意識の向上に努めます |
| 4 防犯・消費生活 | (1) 犯罪を未然に防止します (2) 消費者被害の未然防止と相談体制を充実します |
| 5 空き家対策 | (1) 空き家の適正管理を促進します 重4 |

第3章 | 人にやさしく生きがいのあるまち [健康・福祉・医療]

第1節 支え合う福祉のまち



- | | | |
|-----------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 1 地域福祉 | (1) 互いに支え合う福祉活動を促進します 重4 | (3) 安心できる暮らしを支援します |
| 2 高齢者福祉 | (1) 高齢者がいきいきと活躍する機会を充実します | (2) 高齢者の健康づくりを推進します 重4 |
| | (3) 高齢者が安心して生活できる環境を整えます 重4 | (4) 高齢者が利用しやすい介護予防サービスを提供します |
| 3 障がい者福祉 | (1) 地域社会で障がい者を支援します 重4 | (2) 障がい者福祉施設を充実します |
| | (3) 障がい児を支援します | |
| 4 保険・年金 | (1) 国民健康保険の健全な運営に努めます | (2) 国民年金や後期高齢者医療制度の周知に努めます |

第2節 健やかに暮らせるまち



- | | | |
|---------------|---------------------------|--|
| 1 健康増進 | (1) 生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます | (2) 健康管理を行い、ライフステージに応じた健康増進を図ります 重4 |
| 2 医療 | (1) 地域の身近な医療体制を充実します | (2) 近隣と連携した救急医療体制を充実します |

第4章 | 地域の子どもをみんなで育てるまち [子育て]

第1節 子どもが健やかに育つ環境づくり



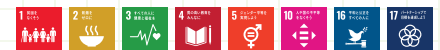
- | | |
|------------------|--|
| 1 幼児・保育施設 | (1) 幼児園を整備し、保育・幼児教育を充実します 重3 |
| 2 保育サービス | (1) 子育て世帯を支援する保育サービスを充実します 重3 (2) 幼児園と地域とのつながりを築きます |

第2節 地域で子どもを育てる体制づくり



- | | |
|----------------|---|
| 1 子育て支援 | (1) 子育て相談などを通して子育て世帯を支援します (2) 子育て世帯の負担を軽減し、子育てを支援します |
| | (3) 家庭や職場における理解を促し、働く世代の子育てを支援します |
| | (4) 出産を支援し、子どもの誕生を社会で支えます |

第3節 安心して子育てできる支援づくり



- | | |
|---------------|---|
| 1 児童福祉 | (1) 子どもたちが健全に成長する環境を整備します (2) 母子家庭・父子家庭の暮らしを支援します |
| 2 母子保健 | (1) 安全・安心な妊娠・出産を支援します (2) 乳幼児の健やかな成長を支援します |

第5章 | 資源を生かして活力を創造するまち [産業・雇用]

第1節 魅力ある農林業のまち



- | | |
|-------------|---|
| 1 農業 | (1) 農業基盤を整備します (2) 農業経営の安定化と農業担い手の確保・育成に努めます 重2 |
| | (3) 農産物のブランド化を推進します |
| 2 林業 | (1) 林業基盤を整備し、森林の保全と有効活用を推進します |
| | (2) 林業事業体の経営の改善・発展を支援します (3) 森林資源の価値を見直し、有効に活用します 重2 |

第2節 活力ある商工業のまち



- | | |
|----------------|--|
| 1 商工業 | (1) 企業誘致を促進するとともに、地域工業の振興に努めます 重2 (2) 地域商業の活性化を図ります 重2 |
| 2 雇用・労働 | (1) 雇用に関する情報の提供や雇用機会の拡大に努めます (2) 女性の起業を支援します |
| | (3) 地域社会で、女性が働きやすい労働環境を整えます (4) 労働環境の向上を促進します |

第3節 交流資源を生かして産業を創造するまち



- | | |
|-------------------|---|
| 1 観光 | (1) 多彩な資源を生かした観光振興を図ります 重2 (2) 多様なメディアを活用した観光プロモーションを推進します |
| | (3) 市民との協働による観光客受入れ体制の充実を図ります |
| 2 東海環状自動車道 | (1) 東海環状自動車道を活用した拠点開発を進め、企業誘致を促進します 重2 |
| | (2) 交流を生かして地域内産業の活性化を促進します 重2 |

第6章 | 学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち [教育・文化]

第1節 世代を超えて学び合うまち



1 学校教育

- (1) 知・徳・体が統合され、自己実現を目指す自立した人づくりを推進します **重3**
- (2) 園や学校、家庭、地域との連携・協働による安全な教育環境づくりを推進します **重3**
- (3) 「ふるさと」から学び、「ふるさと」の未来を考える教育を推進します

2 生涯学習

- (1) 市民のニーズに応える多様な生涯学習機会を提供します **重3**
- (2) ボランティアの力を生かした生涯学習を推進します
- (3) 園や学校、家庭、地域、関係機関の連携による子どもたちの育成を図ります

3 生涯スポーツ

- (1) 生涯スポーツを充実します **重4**
- (2) スポーツ関連施設の有効活用を図ります

4 国際・地域間交流

- (1) グローバルな視野の広い青少年の育成に努めます
- (2) 地域間交流を通じた地域同士のつながりを深めます

第2節 歴史と文化に学び、未来へ伝えるまち



1 文化

- (1) 貴重な文化財を保存し、伝承します **重3**
- (2) 文化財を公開、活用し、広く普及します
- (3) 偉大な先人を顕彰し、市民の誇りと地域への愛着を高めます

2 芸術

- (1) 暮らしの質を高める文化・芸術活動の普及を図ります
- (2) 感性を高める文化・芸術に触れる機会を提供します

第3節 お互いを尊重する心通うまち



1 人権

- (1) 人権に対する意識を高め、お互いを尊重して生きる環境づくりに努めます

2 男女共同参画

- (1) 男女が相互に尊重し合い、女性の社会参画を促します

第7章 | 市民と行政がともにつくる自律したまち [行政運営・市民協働]

第1節 情報を共有するまち



1 情報共有

- (1) 市政情報の公開と市民からの意見を聴く機会の充実に努めます

第2節 市民と行政がともに進めるまちづくり



1 市民協働

- (1) 市民の力を生かした協働のまちづくりを推進します **重3**

第3節 効率的で効果的な行財政のまち



1 行政経営

- (1) 効率的な行政運営を推進します **重1**
- (2) 効果的な財政運営に努めます

第4節 市民から信頼される職員づくり



1 職員人材育成

- (1) 職員の資質向上を図り、市民から信頼される職員づくりに努めます

本巣市第2次総合計画 [後期基本計画]

概要版

発行：本巣市
編集：企画部 企画財政課
住所：〒501-1292 本巣市文殊324番地
電話：0581-34-2511(代表)
URL：<https://www.city.motosu.lg.jp/>
発行年月 令和3年3月